

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-42397
(P2006-42397A)

(43) 公開日 平成18年2月9日(2006.2.9)

(51) Int.C1.

HO4M 1/275 (2006.01)
HO4M 1/57 (2006.01)

F 1

HO4M 1/275
HO4M 1/57

テーマコード(参考)

5K036

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2005-303910 (P2005-303910)	(71) 出願人	000006747 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
(22) 出願日	平成17年10月19日 (2005.10.19)	(74) 代理人	100079843 弁理士 高野 明近
(62) 分割の表示	特願2004-78481 (P2004-78481) の分割	(72) 発明者	高橋 正勝 東京都大田区中馬込1丁目3番6号 株式 会社リコー内
原出願日	平成10年1月9日 (1998.1.9)	F ターム(参考)	5K036 AA07 BB01 DD11 DD25 DD32 EE13 JJ05 JJ13

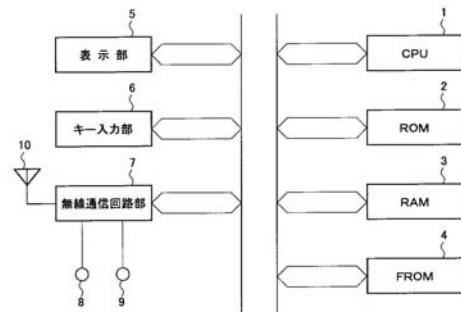
(54) 【発明の名称】通信装置

(57) 【要約】

【課題】電話番号の電話帳への登録を、簡単な操作により、しかも、正確に行うことが可能な通信装置を提供する。

【解決手段】通信装置が基地局からの呼び出し信号を検出すると(S1)、呼び出しのアラームを鳴らすと同時に、発信者側から発信者番号を送ってきた場合は(S2)、その電話番号データをメモリに記憶して表示部にその電話番号を表示する(S3)。その後、ユーザのオフフック操作により着信し、通話動作が行われる(S4)。通話が終了した後、電話帳に登録したい電話番号が選ばれ、所定の单一の登録操作により(S5)、電話帳用メモリに電話番号データが転送されて記憶される(S6)。その後、所定の单一の操作により、その電話番号に対応する登録名が登録されて電話帳メモリに電話番号と登録名が登録され(S7)、さらに、单一の電話帳操作によって、電話番号を選択し、発呼動作をすることができる(S8)。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

受信した発信者側の電話番号を表示する発信者番号表示手段と、前記受信した発信者側の電話番号と該電話番号に対応した登録名とを複数登録し、かつ、所定の操作によって選択した任意の電話番号を発呼する電話帳メモリ手段とを有し、受信して一時的に記憶した発信者側の電話番号を、所定の単一の操作によって前記電話帳メモリ手段に転送して記憶するとともに、該電話番号に対応した任意の登録名を、所定の単一の操作によって登録し、該登録した電話番号を、所定の単一の操作によって選択して発呼することを特徴とする通信装置。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】**【0001】**

本発明は、通信装置、より詳細には、発信者側が送信した発信者側の電話番号を受信し、その電話番号を記憶することが可能な通信装置に関し、携帯電話やPHSに応用可能な通信装置に関する。

【背景技術】**【0002】**

本発明に関する従来技術として、例えば、特許文献1や特許文献2に開示されたものがある。

【0003】

20

上記特許文献1に開示されたものは、電話回線により送られてくる発信者電話番号を利用した多機能電話機で、発信者電話番号を電話機の短縮ダイヤル機能または再ダイヤル機能によって登録することにより、電話番号の登録の操作を簡単にするというもので、電話機が着信すると、電話回線から送られてくる発信者電話番号をマイクロコンピュータで認識してRAMに記憶し、再ダイヤルの場合は、再ダイヤルボタンが押されると、マイクロコンピュータがRAMからデータ（再ダイヤルの電話番号）を読み出すことにより発信し、また、短縮ダイヤルの場合は、電話の着信後、電話回線から送られてくる発信者電話番号を、通話中に、登録ボタンに続いて2桁の数のダイヤルボタンを押すことにより、短縮ダイヤルとして、マイクロコンピュータによってRAMに記憶させるというものである。

【0004】

30

また、上記特許文献2に開示されたものは、網インタフェースで受信した発信者番号と呼出し音として音声等とを対応づける制御回路を設けて、通話中に登録キーを操作することにより、発信者番号の登録と呼出し音の録音とを簡単な操作のみで同時に実行するようにした発信者情報登録機能付き電話機で、通話中に音声等の呼出し音と発信者番号とを対応させて登録する場合には、登録キーを押下して制御回路に登録を開始する信号を送出し、これにより、制御回路は網インタフェースを介して送られてくる音声等の呼び出し音の録音を開始し、そして、登録キーの押下を中止して制御回路に登録を終了する信号を送出し、これにより、制御回路は録音を終了し、同時に発信者番号と音声等の呼び出し音とを対応させ、次に、ここで変更がなければ、登録場所指定キーを押下することにより、メモリの所定の場所に発信者番号と音声等とが対応づけられた情報が書き込まれて登録が完了するというものである。

【特許文献1】特開平1-280950号公報**【特許文献2】特開平3-76454号公報**

40

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかし、上記特許文献1や特許文献2に開示されたものは、発信者側の電話番号を登録する際には、いずれも、電話機のキーで入力しなければならず、操作が煩雑で、しかも間違いも多かった。

【0006】

50

本発明は、上述のような実情を考慮してなされたもので、電話番号の電話帳への登録を、簡単な操作により、しかも、正確に行うことが可能な通信装置を提供することを目的としてなされたものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

請求項1の発明は、受信した発信者側の電話番号を表示する発信者番号表示手段と、前記受信した発信者側の電話番号と該電話番号に対応した登録名とを複数登録し、かつ、所定の操作によって選択した任意の電話番号を発呼する電話帳メモリ手段とを有し、受信して一時的に記憶した発信者側の電話番号を、所定の单一の操作によって前記電話帳メモリ手段に転送して記憶するとともに、該電話番号に対応した任意の登録名を、所定の单一の操作によって登録し、該登録した電話番号を、所定の单一の操作によって選択して発呼することを特徴とし、簡単な操作で、しかも、正確に発信者側の電話番号の登録ができるようにしたものである。

【発明の効果】

【0008】

請求項1の発明は、受信した発信者側の電話番号を表示する発信者番号表示手段と、前記受信した発信者側の電話番号と該電話番号に対応した登録名とを複数登録し、かつ、所定の操作によって選択した任意の電話番号を発呼する電話帳メモリ手段とを有し、受信して一時的に記憶した発信者側の電話番号を、所定の单一の操作によって前記電話帳メモリ手段に転送して記憶するとともに、該電話番号に対応した任意の登録名を、所定の单一の操作によって登録し、該登録した電話番号を、所定の单一の操作によって選択して発呼することを特徴とし、簡単な操作で、しかも、正確に発信者側の電話番号の登録ができるようにしたものです。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

図1は、本発明が適用される通信装置の一例を説明するための構成図で、図中、1はCPU、2はROM、3はRAM、4はFR ROM、5は表示部、6はキー入力部、7は無線通信回路部、8はマイク、9はスピーカ、10はアンテナである。

【0010】

図1に示した例について、以下に説明する。CPU1は、この装置あるいはシステム全体を制御するCentral Processing Unitである。ROM2には、この装置あるいはシステム全体を制御するためのファームウェアが格納されており、CPU1はそのプログラムによって動作する。RAM3には、CPU1が動作する上で必要なワークエリアが形成され、CPU1により、データの一時記憶装置として使用される。

【0011】

FR ROM4は、電話番号と登録名を記憶するメモリである。表示部5は、電話番号や登録名等を表示するものである。キー入力部6は、電話番号や登録名を入力したり、他の操作に使用されるキースイッチである。無線通話回路部7は、マイク8から入力された音声信号を無線信号に変換してアンテナ10から送出し、また、アンテナ10で受信した無線信号を音声信号に変換してスピーカ9に送出するものである。

【0012】

図2は、本発明による通信装置の一実施例を説明するためのフローチャート図である。請求項1の発明は、図2に示したように、通信装置が基地局からの呼び出し信号を検出すると(S1)、呼び出しのアラームを鳴らすと同時に、発信者側から発信者番号を送ってきた場合は(S2)、その電話番号データをメモリに記憶して表示部にその電話番号を表示し(S3)、その後、ユーザのオフフック操作により着信し、通話動作が行われ(S4)、通話が終了した後に、電話帳に登録したい電話番号が選ばれて、所定の单一の登録操作、例えば、メモリボタンを押す等によって(S5)、電話帳用メモリに電話番号データが転送されて記憶され(S6)、その後、所定の单一の操作によって、その電話番号に対応する登録名が登録されて電話帳メモリに電話番号と登録名が登録され(S7)、さらに、单一の電話帳操作によって、電話番号を選択し、発呼動作をすることができる(S8)

10

20

30

40

50

というものである。また、ユーザが上述のような通話動作を行わなかった場合でも、上述と同様、電話帳への電話番号と登録名の登録は可能である。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明が適用される通信装置の一例を説明するための構成図である。

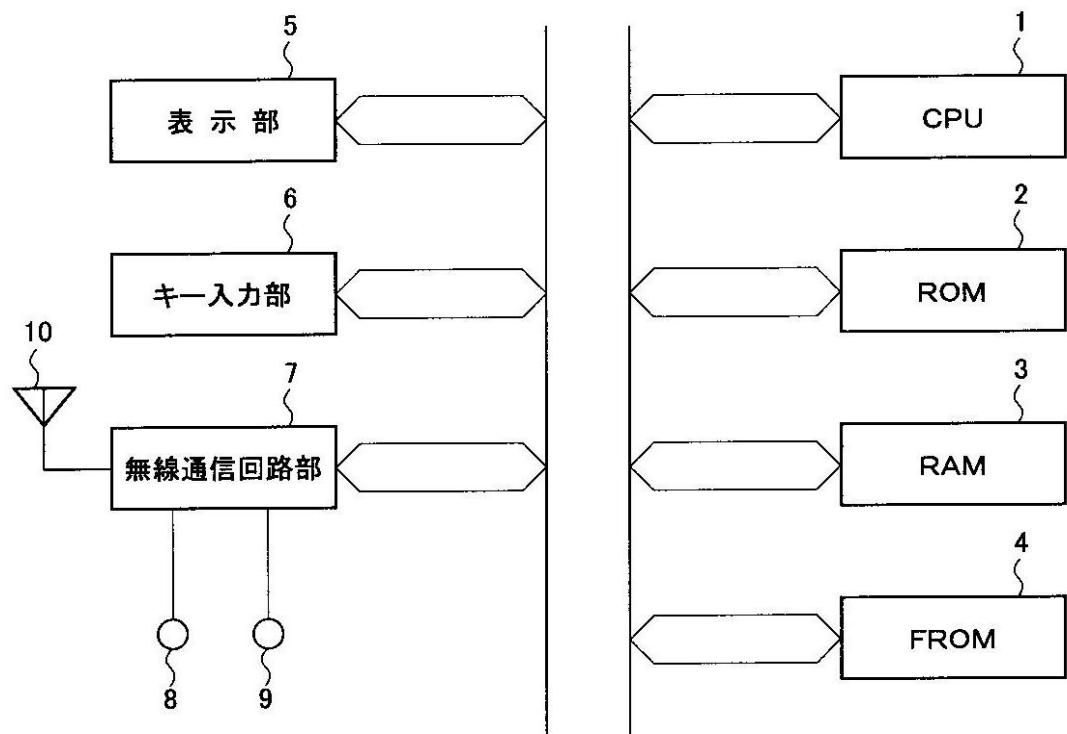
【図2】本発明による通信装置の一実施例を説明するためのフローチャート図である。

【符号の説明】

【0014】

1 ... C P U、 2 ... R O M、 3 ... R A M、 4 ... F R O M、 5 ... 表示部、 6 ... キー入力部、 7 ... 無線通信回路部、 8 ... マイク、 9 ... スピーカ、 10 ... アンテナ。

【図1】



【図2】

